



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第408号 令和3年12月28日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
788	土地改良事業計画の変更を適当と決定した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
789	指定金融機関の名称等を定める件	出納局会計課

### 【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
16	徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
9	徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程	
10	徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	

### 【内水面漁場管理委員会指示】

番号	表題	担当課名
5	漁業法の規定に基づきあゆを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	

徳島県告示第七百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請人

桑野土地改良区

二 地区名

桑野地区

三 縦覧期間

令和四年一月七日から

令和四年二月四日まで

四 縦覧場所

阿南市役所

徳島県告示第七百八十九号

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第六十一条の規定に基づき、指定金融機関の名称等を次のように定め、令和四年一月四日から施行し、平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）は、令和四年一月三日限り、廃止する。

令和三年十二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定金融機関の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲

名 称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社阿波銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納及び支払の事務

二 指定代理金融機関の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲

名 称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社徳島大正銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納及び支払の事務

三 収納代理金融機関（郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）を除く。）の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲

名 称	取扱店舗	取扱事務の範囲
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納の事務
株式会社三菱UFJ銀行	徳島県内に所在する支店	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用するものを除く。）
株式会社百十四銀行	徳島県内に所在する支店	県の公金の収納の事務
	日本国内（徳島県内を除く。以下この表において同じ。）に所在する本店、支店及び出	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用するものに

	張所	限る。)
株式会社伊予銀行	徳島県内に所在する支店	県の公金の収納の事務
株式会社四国銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所 徳島県内に所在する支店及び甲浦支店	県の公金の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。)
株式会社香川銀行	徳島県内に所在する支店 日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。)
株式会社愛媛銀行	徳島県内に所在する支店 日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。)
株式会社高知銀行	徳島県内に所在する支店及び室戸支店 日本国内に所在する本店、支店(室戸支店を除く。 ) 及び出張所	県の公金の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。)
徳島信用金庫	徳島県内に所在する本店及び	県の公金の収納の事務



阿波市農業協同組合	徳島県内に所在する本店及び支店	県の公金の収納の事務
麻植郡農業協同組合	徳島県内に所在する本所及び支所	県の公金の収納の事務
美馬農業協同組合	徳島県内に所在する本所及び支所	県の公金の収納の事務
阿波みよし農業協同組合	徳島県内に所在する本店及び支店	県の公金の収納の事務
徳島県信用漁業協同組合連合会	本所	県の公金の収納の事務

四 収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称、取扱店舗等及び取扱事務の範囲

1 名称

株式会社ゆうちょ銀行

2 取扱店舗等

日本国内に所在する本店、支店、出張所及び郵便局並びに徳島貯金事務センター及び東京貯金事務センター

3 取扱事務の範囲

マルチペイメントネットワークを利用する県の公金の収納の事務及び次に掲げる公金の収納の事務（郵便貯金銀行の定める自動払込みの方法によるものに限る。）

- (一) 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）第十六条第一項に規定する県営住宅の家賃、同条第四項に規定する改良住宅の家賃、同条例第三十条第一項及び第三項に規定する収入超過者に対する家賃等、同条例第三十二条第一項に規定する高額所得者に対する家賃並びに同条例第五十七条第一項に規定する駐車場の使用料
- (二) 徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第七条に規定する返還に係る奨学金
- (三) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第八条第一項に規定する償還に係る母子福祉資金貸付金、同令第三十一条の六第一項に規定する償還に係る父子福祉資金貸付金及び同令第三十七条第一項に規定する償還に係る寡婦福祉資金貸付金

五 総括店、所管店、代理総括店及び代理所管店の名称

区分	名称
総括店	株式会社阿波銀行県庁支店

代理所管店			代理總括店		所管店			
株式会社徳島大正銀行池田支店	株式会社徳島大正銀行阿南支店	株式会社徳島大正銀行県庁支店	株式会社徳島大正銀行県庁支店	株式会社阿波銀行大阪支店	株式会社阿波銀行東京支店	株式会社阿波銀行池田支店	株式会社阿波銀行阿南支店	株式会社阿波銀行県庁支店

徳島県企業管理規程第十六号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改める。

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の局長が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。



徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業管理規程の一部を改正する規程

徳島県病院事業管理規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一万六千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第十号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の管理者が別に定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において「あゆ」の採捕を禁止する。

なお、昭和五十四年四月二十四日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号については、令和三年十二月三十一日をもってこれを廃止する。

令和三年十二月二十八日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

一 禁止する区域

那賀川のうち川口ダムから上流の区域及びその支流赤松川、紅葉川、古屋谷川、南川（旧木頭村）及び坂州木頭川の区域

二 禁止する期間

六月一日から六月十九日まで

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年一月一日から令和十四年十二月三十一日までとする。